

平成18年度 **国****民****健****康****保****険****料**が**確****定****し****ま****し****た**

平成18年度国民健康保険料額が確定しました。確定した保険料は、前年（平成17年）中の所得を基礎に、1年間（平成18年4月から平成19年3月まで）の保険料を算定したものです。

国民健康保険料本算定通知書と8月以降の納付書は、8月20日頃に郵送しますのでご確認ください。

また、8月以降に納めていただく保険料は、今回、確定した保険料から、既に通知しました仮算定保険料（第1期および第2期分）を差し引いた額を納めていただくことになります。したがって、同じ年度の国民健康保険料でも第1期、第2期と第3期以降では保険料が異なってくる場合があります。

■保険料の納期限

4月	5月 (5月31日)	6月 (6月30日)	7月	8月 (8月31日)	9月 (10月2日)	10月 (10月31日)	11月 (11月30日)	12月 (12月25日)	1月 (1月31日)	2月 (2月28日)	3月 (3月26日)
—	第1期	第2期	—	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
	仮算定			本算定							

※確定した保険料（年額）よりも、既に納付済みの保険料（第1期および第2期分）が多い場合は、過納金を還付します。

税制改正に伴う **国****民****健****康****保****険****料**の **激****変****緩****和****措****置**を**行****い****ま****す**

65歳以上の公的年金控除見直しにより保険料の増額が見込まれます。この税制改正の影響を受ける方を対象に、保険料の激変緩和措置を行います。

■所得割額緩和措置

対 象
内容等

昭和15年1月1日以前生まれで、平成17年度に公的年金控除の適用を受けていた方は、平成18年度国民健康保険料の所得割を計算する年金所得に次のような控除が追加されます。

◇年金所得（年金収入金額－控除額）－**公的年金等特別控除額（13万円）**－基礎控除（33万円）

■軽減判定額緩和措置

対 象
内容等

昭和15年1月1日以前生まれで、平成17年度に公的年金控除の適用を受けていた方は、平成18年度国民健康保険料の軽減の判定をする基準所得計算に使用する年金所得に次のような控除が追加されます。

◇年金所得（年金収入金額－控除額）－**公的年金等特別控除額（28万円）**－基礎控除（33万円）

問い合わせ先 北勢庁舎 保険年金課 ☎72-3829 FAX72-3334